

ベトナムにおけるビザと就業許可

水野コンサルタンシーグループ

代表 水野真澄

Mizuno Consulting Vietnam Co., Ltd.

執行役員 安藤崇

No. 5



1. 中国（参考）

① ビザの種類

● 根拠規則

外国人出入国管理条例（国務院令2013年第637号）

外国人の入国及び短期業務遂行に関する入国手続の通知（人社部発[2014]78号）

● ビザの種類（代表的なもの）

Zビザ：工作許可証の取得を前提とした（就労の為の）ビザ

中国内で報酬を得るためには、このビザと工作許可証・居留証の取得が必要。

Mビザ：商業貿易活動を前提とした出張用ビザ

Fビザ：交流・視察等を目的としたビザ

② 就業許可

中国での工作許可証申請の根拠となるのは、「外国人中国就労許可制度の全面的実施に関する通知

（外專発[2017]40号）」で、ここでは、外国人のランクをA～Cの3種類に分けている。

ランクは、年収、ポイント、その他、各種の方法がある。ただ、「学士以上の学位。2年以上の職務経験。年齢60才以下」の3条件をすべて満たす場合、B類に該当するので、この条件により、工作許可を取得するケースが多い。

2. ベトナム

① ビザの種類

● 根拠規則

ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法律
(第47/2014/QH13号) 同改正法 (第51/2019/QH14号)

ベトナムでのビジネス（出張・駐在）を前提した場合、
該当するビザは、「LDビザ（労働許可証の取得を前提とした、就労の為のビザ）
商業貿易活動を前提とした出張用ビザは、「DNビザ」となる。
DNビザは、短期訪問を目的としたものであり、
ベトナム内で、個人が給与所得等の報酬を得るための活動を行うことはできない。

ベトナム内でのビザ延長は、原則可能であるが、労働許可書の再取得が、
ビザの有効期間内に間に合わない場合などは、認められない。
また、ベトナム内でのビザの種類の変更は、就労を前提としたLD ビザへの変更などに限定。

② 就業許可

● 根拠規則

労働許可証申請の根拠となるのは、「ベトナムで就労する外国人労働者等に関する規定（第152/2020/ND-CP号）」・「同規定へ改正・補則（第70/2023/ND-CP号）」。

労働許可の申請を、職務内容に基づき、管理職、技術者、専門家の3種類に分類している。

1) 管理職：

社員総会の会長・構成員、会社会長・社長などの職位にある者、支店や駐在員事務所などの長である者、1部門以上を直接管理する長であり、その部門が属する組織の長の直接の指揮・管理下にある者。

2) 技術者：

就業予定の職位に関連する1年以上の訓練及び3年以上の職務経験を有する者。

3) 専門家：

学士以上の学位を有し、就業予定の職位に関連する3年以上の職務経験を有する者。

ベトナムビジネスコンサルティングサービスのご案内

Mizuno Consulting Vietnam Company Limitedでは、中国コンサルティングサービスと同様の総合基本サービスパッケージをご提供し、企業再編、会計・税務等、ベトナムビジネス上の諸問題を、法規・実務の両面から対応・解決いたします。

中国・ベトナムでビジネス展開をされている日系企業の皆さまへ、組織再構築、ビジネスモデル構築、記帳・税務申告、外為・資金管理等、ますます高度化・複雑化する諸問題に対し、日本、中国本土、香港、ベトナムの6都市・8拠点一体となって、安心のトータルソリューションを提供いたします。

MIZUNO CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED
(水野コンサルティングベトナム)

31F, Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang Street,
Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel/Fax : (84) 28-3910-1822

お問い合わせ : infovn@mizuno-ch.com (担当・水嶋)

Tel:(852)2522-0078



● 基本パッケージ（登録可能人数 2名）

基本総合パッケージは、ベトナムでのビジネスコンサルティング（組織再構築、ビジネスモデル構築、記帳・税務申告、外為・資金管理等）、および労務コンサルティングに対応するパッケージです。

<サービス内容>

① Q&Aサービス

ベトナムビジネスに関する一般的な（個別調査・作業を必要としない）ご質問を、E-mailにて回数無制限でお受け致します。必要に応じて弊社顧問弁護士の意見を確認した上で、日本語でご質問にお答えいたします。

② 情報配信サービス

ベトナムビジネス制度に関する情報、及びそれらの解説に関するレポートを、随時、配信いたします。

③ 面談サービス

月1時間の無料面談をお受け致します。※弊社ホーチミンオフィスでの面談です。

<料金>

ベトナムビジネスコンサルティング会員様料金	月額USD250
中国コンサルティング既存会員様向け特別料金	月額USD150

コンサルティング会員様にはスポット案件についても、サポートさせていただきます。
会員様の多様なニーズにお応えできるよう、日々サービス向上に努めておりますので、
ベトナムビジネスに関する事であれば、何なりとお気軽にご相談下さい。
事前にお見積額を提示し、ご同意いただいた場合のみ、作業開始いたします。

例）ベトナム拠点開設サポート、組織再編サポート、税務申告代行、記帳代行、法務サービス、その他